

新宿区教育委員会会議録

平成20年第3回臨時会

平成20年5月21日

新宿区教育委員会

平成20年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年5月21日(水)

開会 午後 1時58分

閉会 午後 2時33分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|----------|------|-----|------|
| 委員長職務代理者 | 白井裕子 | 委員 | 熊谷洋一 |
| 委員 | 羽原清雅 | 教育長 | 金子良江 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 次長 | 渡部優子 | 教育政策課長 | 濱田幸二 |
| 中央図書館長 | 小柳俊彦 | | |

書記

| | | | |
|-----------|-------|----------------|------|
| 教育政策課管理係長 | 久澄聰志 | 教育政策課 管理係主査 | 安川正紀 |
| 教育政策課管理係 | 岩崎鉄次郎 | | |

議事日程

議案

- 日程第1 議案第54号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第55号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第56号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について
- 日程第4 議案第57号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第1号)

開 会

白井委員長職務代理者 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議には委員長が都合により欠席しておりますので、委員長職務代理者として、私、白井が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず定足数の問題ですが、木島委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

議案第54号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例

議案第55号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第56号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

白井委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

金子教育長 「日程第4 議案第57号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第1号）」については、平成20年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

白井委員長職務代理者 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第4 議案第57号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第1号）」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 それでは、議案第54号から議案第56号までを一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決を行い、議案第57号を非公開により審議いたします。

「日程第1 議案第54号 新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第55号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第3 議案第56号 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、私のほうから54号から56号まで一括して説明をさせていただきます。

説明につきましては概要のほうと、それからおのおの個別の議案につきまして、特に新旧対照表を参照していただきながら、説明を聞いていただきたいと思います。

まず、議案第54号でございます。

新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例というものでございます。これを見ていただきますとおわかりのとおり、現行の規定というのは、非常に簡単な規定になってございます。図書館法の10条に基づきまして、設置に関することについて、図書館法では条例に定めなければいけないと。その規定に基づいて設置のみの規定でございまして、主たる管理運営に関する規定は、第4条のところ規則に委任すると、そんなスタイルになっているものでございます。

これに対しまして、今回指定管理者を導入するということで、指定管理者につきましては、条例事項にしないといけないという規定が前提に自治法のところでもございますので、それに合わせて条例のほうに一定の移行を作業しているというものでございます。全体としましては、ほぼ現在の図書館設置条例自体を全面的におおむね改正することになりますので、まず件名自体も変わってくると、「新宿区立図書館条例」という形にもなってございます。概要のところを見ていただきますと、来年から地域館8館につきまして、3カ年にわたりまして地域館に指定管理者を導入するということで、来年度は戸山と北新宿と中町、この3館について指定管理者を導入するために、所要の改正と、それから後で出てきますが、ICTタグの導入というところもございまして、それに合わせまして、またそれ以外のところも含めまして、開館時間なり開館日の拡大をするという規定をするのが今回の主なるものでございます。

改正の内容について、まず1番目について先ほど申しましたように、ほぼ全面的な改正に近いものになりますので、規定の名称・条例名を「図書館の設置条例」から「図書館条例」という形に変わっていくものが1つでございます。

それから、2番のところでございますが、先ほど申しました3館につきましては、特にこれは生涯学習館だとか保育園等と、複合施設になってございます。それを先に来年度導入する予定になってございます。それは7条関係なり、それから別表の5のところにも記載があるところでございます。それからこれは、第一次実行計画よりそのようになっているものでございます。

3番目でございますが、指定管理者が行う業務の範囲として、管理業務の範囲を具体的に定める必要がございます。その関係から、管理業務に含まれる図書館を行う事業を定めるといことで、この4条のところ、これが現在のところは規則にはございますが、そのところを規則から条例のほうに移行しております。ほぼ内容的には同じものがございます。

それから、8条関係でございますが、そのところに管理業務に関する規定を置いているところでございます。

それから、4番のところでございますが、指定管理者が行う管理の基準ということで、先ほど申しました第4条のところの事業に合わせまして、第5条で開館時間、それから第6条のところでは休館日、このものについては現在のところ規則にございますが、これも指定管理者を導入するために条例のほうに設置しなくちゃいけない項目ということで移行させていただいているものでございます。

ということで、このあたりの規定を整備するのが一つでございます。また、それに合わせる形で、今回は指定管理者を導入する3館、それからシステムを運用しておりますので、中央図書館のほうの開館についても、時間の拡大をしたいということで、これは指定管理者に合わせて導入をする部分でございます。現在この3館、それから中央館については、始まりが午前10時でございますが、この部分について他の区市等については午前9時からスタートしているところもございまして、新宿区も来年度からは9時からスタートしたいということで、規定を整備しているものでございます。特に別表のほうを見ていただくとよくわかりなかなと思います。

別表の3の第5条関係ということでございまして、中央図書館のところの開館日を見ていただきますと、火曜日から土曜日までのところについて、従来は午前10時からのところは午前9時からになってございます。日曜・祝日についても同じ形で9時からスタートのところなんです。そのページの一番下のところでございますが、戸山と北新宿、中町についても中央図書館と同じように、午前10時のところを午前9時からという形になってございます。

それから、次でございますけれども、あと合わせまして別表の6、6条関係につきましても一部、これは次の規則との関係もございますが、それはそちらのほうでちょっと説明をしたいなというふうに思っております。

それから、それ以外の指定管理者の5番のところでございますが、指定の手続ということで、これは図書館に限ったことではございませんが、指定管理者を入れる上で、必要な規定ということで、第7条から始まりまして、指定管理者による管理のところから19条まで、原

状回復の義務というところについての規定が、これは例えば女神湖の関係やスポーツセンター等で指定管理者が既に導入されてございますが、同じような規定を持っているものでございます。タイトルだけちょっと申し上げますと、第9条関係が「公募及び申請」という形になってございます。第10条が「選定の方法及び基準」、それから第11条に「選定結果の通知」、それから第12条はそこにあるとおり「再度の選定」、それから第13条が「指定管理者の指定」、第14条が「指定管理者の指定等の公告」、第15条が「協定の締結」、第16条が「事業報告書の作成及び提出」、第17条が「管理業務等の報告の聴取等」、第18条が「指定の取り消し等」、第19条が「原状回復の義務」ということで、これはほぼ同じような規定が指定管理者を導入する上で条例化されているものを、同じものを規定させていただいているところでございます。

それから、第20条のところについては、これは規則にもある損害賠償の規定でございますが、ここについては現在の規定を一部修正をし、損害賠償については現在のところ条例については金銭賠償ということが主でございますので、そのような規定に変えてございます。現行については、その図書のことを物品での補償ということでなっておりますが、そのところの原則の考え方を条例化するために整備をさせていただいております。

それから、6番目のところでございます。ICタグの導入によりということ、これも現在考えているところでございまして、これそのものについては図書そのものにICのチップをつけたものをつけさせていただき、これは盗難防止を主にしたものでございますが、図書の整理等なり、そういったものがあつたときのそのデータの管理等、事務の効率化が図れるということから、時間の短縮が図れるものでございます。そういったところから、現在、特別整理期間というものが別表の第4に規定がございすけども、現在のところ、これが年間1回につき10日以内ということでございますが、これが時間の短縮を図れるということから、休館の日にちを短縮させていただき、そこを7日にするというもので、あわせて開館日の拡大を図るというものでございます。

施行日については、平成21年4月1日からということになってございます。

提案理由については、新宿区立図書館のうち戸山図書館、北新宿図書館及び中町図書館に指定管理者制度を導入するため、所要への改正を行うほか、開館時間及び開館日を拡大する改正を行う必要があるためでございます。

また、あわせて、今年度、指定管理者を選定するためにプロポーザルを想定してございますので、それに伴う規定の適用については、4月1日前にできるということで、附則の

第2のところに規定をあわせて整備をさせていただいてございます。

続きまして、第55号のほうの説明に入ります。

議案第55号でございますが、新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。新旧対照表をちょっと見ていただきたいと思います。

休館日の第6条のところの規定でございますが、特にその2つ目の休館日の項目です。これは年末年始のものを規定したものでございます。図書館の場合に、その業務の性質から休館された後、休館の間にも図書の返戻がございますので、その整理の図書のために、ここに従来は規定をし、12月29日から1月4日までということでこの欄に規定がございましたが、実際にはその3のところの業務の性質からいきますと、館内整理日に当たりますので、実態は変わりませんが、規定の整備の仕方を変えたいということで規定整備を行うものでございまして、2のところは1月4日のところを1月3日にさせていただき、3番のところはその1月4日分については館内整備ということで位置づけをさせていただくものでございます。執行日については公布の日でございます。

次の議案第56号でございます。

新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱についてでございます。

これもちょっと内容を見ていただきたいと思います。現在、第16期、全体で10名の社会教育委員がおりますが、そのうちのお一人、亀井明彦氏から本日付で辞職の願いがございました。これをまず承認することが前提でございまして、それに伴っての新たな委嘱ということで、あわせて今回議案に提案させていただくものでございます。

現在の16期の任期につきましては、上段のところに印字がございましたように、20年12月14日まででございます。亀井氏が辞職されまして、その後委嘱するということで、この16期の枠の中で在任の期間ということで、本日御承認いただければ、翌日の5月22日から本年の12月14日までの間ということで、新たに委嘱をしたいということで、その候補者名としては、菅野真也でございまして、この方の役職としましては、小学校PTAの連合会長を5月7日の小学校PTA連合会で総会で決めたものでございまして、その方を新任ということで今回提案をさせていただくものでございます。その社会教育委員の構成としては、亀井氏と同様に学校教育・社会教育関係者ということで御提案を申し上げるものでございます。

その根拠規定につきましては、社会教育法の15条よりなっているものでございます。

説明は以上でございます。

白井委員長職務代理者 説明が終わりました。

議案第54号について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

熊谷委員何かありますか。

熊谷委員 ちょっと質問なんですけど、先ほど戸山と北新宿と中町を来年度指定管理者の対象とするということで、この条例の中では、それが別表の中とかに書いてあったんですが、次の年にまた3館とかこういきますよね。ということは、そのたびに条例をここの委員会で改正すると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

教育政策課長 そのとおりでございます。

熊谷委員 あと、こういう指定管理者を導入して、いろいろな意味で新しい形で行政とこういう管理をしたいというのが、今どの分野でも積極的に行っているんで、できるだけ今までの図書館機能が損なわれずに、かつ管理者の方のアイデアによって、新しい館の仕方が発展していくということであれば、区民のためにとって、区民にとっても大変好ましいことだと思いますので、これは大変、ある意味では先行している区を多分参考にされていると思いますが、新宿区にとってもそれなりの、ある意味では新しい方向性が出てくるんだというふうに思いますけど、それと同時に、現在の図書館に勤務されている方々との、いい意味での協調がとれないとよくないかなというふうに思いますので、多分その辺は十分検討されると思いますけど、今後、現在の職員の方たちと、それから現在の非常勤の職員の方もおられると思いますので、そういう方たちと指定管理者の管理の、どういふうなうまい協力体制といたしますか、そのことをもし何かお考えがあればちょっと伺わせていただきたいと思います。

中央図書館長 まず、前段のお話ですが、今回指定管理者制度を図書館に導入することによって、1つは、図書館が従来行っているサービス、これについては水準を保つということで、他の指定管理者を導入している図書館の事例等を含めまして、業務要求水準書なるものをつくりまして、その辺の確保はしていきたいと。それから、それに加えて、そらに地域の特性や利用者ニーズを踏まえた新たな図書館サービス、これを展開していただくというふうに考えております。今現在、考えている中では、例事的に申し上げれば、地域に密着した活動とか、積極的な情報発信、こういったようなことを具体的に御提案いただこうかと考えております。

それから、指定管理者を導入することによって、職員体制がどういふうになっていくかというお話ですが、これについては、常勤職員については、具体的には中央図書館、中央図書館または図書館以外の職場ということで削減がされてまいります。それから、非常勤職員につきましては、有期雇用で今雇用しておりますので、3年間の有期雇用が確実に達成でき

るように、今回3館、3館、2館ということで、3年間にわたる指定管理者導入でその辺はクリアしてまいりたいと考えてます。

それから、中央図書館については、いわゆる指定管理者が入った地域図書館について、具体的に支援体制をとろうということで、新たに仮称でございますが、地域支援係というものを設けまして、その指定管理者の地域図書館を支援していくような体制をとってまいりたいと考えております。

熊谷委員 ありがとうございます。

羽原委員 直接ではないんですが、報道によると学校図書館の予算の使い方が80何%とか、90%とか、あるいはもっと低いところとか、完全消化されていないという問題が出てますね。それで、そのシステムは中央図書館的なことでやるのか、教育委員会でコントロールしているのか、差し支えなければ現状どの程度の消化率であるのか、その辺支障のない範囲で。

次長 これに関しましては、新聞で確かに出ておりまして、図書館というよりも学校のほうで買えるように予算をとりまして、昨年度、要するに図書予算を何千万かとりまして、完全に充足するよという形で進めておりまして、今現在、学校の小・中につきましては、すべて100%充足しているというふうに思っております。ですから、この新聞のことにつきましては、新宿区は当てはまらないと考えてございます。

金子教育長 ちょっと追加しますと、学校図書標準というのがありまして、その標準に合致するように、昨年度お金をつけてまして図書を購入しました。きょう、ある学校へ行きましたら、まだちょっと整理されてなくて、それが問題だったのもありましたので。

白井委員長職務代理者 そうしますと、先ほどの中央図書館館長の御説明によりますと、本条例の制定趣旨ですけれども、これは単に民間へ丸投げするというようなことではなくて、今まで以上の図書館業務を充実させるために指定管理者という制度を導入する趣旨、そういう趣旨で条例を制定したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

中央図書館長 まさにそのとおりでございます。

白井委員長職務代理者 ほかに御質問等ありますでしょうか。御意見でも結構です。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第54号「新宿区立図書館設置条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 議案第54号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第55号について御意見、御質問をお願いいたします。

本件は規則のほうの改正ということですが、何か御質問ありますか。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第55号「新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 議案第55号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第56号について御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第56号「新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 議案第56号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第57号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第1号)

白井委員長職務代理者 次に、「日程第4 議案第57号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第1号)」を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は、恐れ入りますが、議場より退席をお願いいたします。

午後 2時32分再開

白井委員長職務代理者 以上で、本日の議事は終了いたしました。

事務局から報告事項等ありますか。

教育政策課長 本日はございません。これで終わりでございます。よろしく願います。

閉 会

白井委員長職務代理者 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 2時33分閉会